

別表第2 （電気設備）

機器名		検 査 内 容	検査の時期		規 格 値
			製作時	据付時	
8 電 気 設 備 (製 作)	1 配電盤類 (1) 高圧閉鎖配電盤 (2) 低圧閉鎖配電盤 (3) 高圧電動機盤 (4) コントローラセンタ (5) 監視制御盤 (6) 継電器盤 (7) 操作盤	機構動作試験	○		正常に動作すること。
		シーケンス試験	○		承諾図書（シーケンス図）とおりに動作すること。
		商用周波耐電圧試験	○		試験電圧を1分間加えても異常がないこと。
	3 直 流 電 源 装 置 (1) 整流器	機構動作試験	○		正常に動作すること。
		シーケンス試験	○		承諾図書（シーケンス図）とおりに動作すること。
		耐電圧試験	○		試験電圧を1分間加えても異常がないこと。
	4 U P S 電 源 装 置 (インバータ及び切替装置)	機構動作試験	○		正常に動作すること。
		シーケンス試験	○		承諾図書（シーケンス図）とおりに動作すること。
		耐電圧試験	○		試験電圧を1分間加えても異常がないこと。
	5 予 備 発 電 装 置 (1) 発電機単体	始動停止試験	○		正常に原動機が始動停止すること。
		保安装置試験	○		保安装置が確実に動作すること。
		シーケンス試験	○		承諾図書（タイムスケジュール、シーケンス図）とおりに動作すること。
		絶縁抵抗測定	○		絶縁抵抗が基準値以上であること。
		商用周波耐電圧試験	○		試験電圧を1分間加えても異常がないこと。

検 査 の 対 象	摘 要
引出機構、操作装置、インターロック等の機構動作を確認する。	
機器類がシーケンスに従って正常に動作することを確認する。	
主回路及び制御回路と大地間の絶縁耐力を確認する。 なお、試験電圧については施工管理基準による。	
引出機構、操作装置等の機構動作を確認する。	
機器類がシーケンスに従って正常に動作することを確認する。	
交流回路と大地間、交流・直流回路相互間及び直流回路と大地間の絶縁耐力を確認する。 ただし、スイッチング方式の場合は交流回路及び直流回路と大地間とし、交流・直流回路相互間を行わないこと。 なお、試験電圧については施工管理基準による。	
引出機構、操作装置等の機構動作を確認する。	
機器類がシーケンスに従って正常に動作することを確認する。	
交流回路と大地間、交流・直流回路相互間及び直流回路と大地間の絶縁耐力を確認する。 ただし、スイッチング方式の場合は交流回路及び直流回路と大地間とし、交流・直流回路相互間を行わないこと。 なお、試験電圧については施工管理基準による。	
制御盤（発電機盤）において手動、自動操作での原動機の始動停止を確認する。	
保安装置を実際又は模擬的に作動させて本回路の動作を確認する。	
原動機及び機器類がタイムスケジュール及びシーケンスに従って正常に動作することを確認する。	
巻線と大地間の絶縁抵抗を確認する。 なお、絶縁抵抗の基準値については施工管理基準による。	
電機子巻線、界磁巻線と大地間の絶縁耐力を確認する。 なお、試験電圧については施工管理基準による。	

機器名		検 査 内 容	検査の時期		規 格 値
			製作時	据付時	
8 電 気 設 備 (据 付)	1 配電盤類 (1) 高圧閉鎖配電盤 (2) 低圧閉鎖配電盤 (3) 高圧電動機盤 (4) コントローラセンタ (5) 監視制御盤 (6) 継電器盤 (7) 操作盤	機構動作試験		○	正常に動作すること。
		シーケンス試験		○	承諾図書（シーケンス図）とおりに動作すること。
	2 直流電源装置 (キュービクル形) 及びUPS電源装置	シーケンス試験		○	承諾図書（シーケンス図）とおりに動作すること。
	3 予備発電装置 (発電機及びディーゼル機関)	始動停止試験		○	正常に始動停止すること。
		保安装置試験		○	保安装置が確実に動作すること。
		シーケンス試験		○	承諾図書（タイムスケジュール、シーケンス図）とおりに動作すること。
	4 試験	絶縁抵抗測定		○	絶縁抵抗が基準値以上であること。
		絶縁耐力試験		○	試験電圧を連続して 10 分間加えても耐えるものでなければならない。
		接地抵抗測定		○	接地抵抗が基準値以下であること。
		総合試運転		○	組合せ機能確認後、遠隔操作室より手動、自動等の動作が正常であること。

検 査 の 対 象	摘 要
引出し機構、投入機構、インターロック等の機構動作を確認する。	
機器類がシーケンスに従って正常に動作することを確認する。	
機器類がシーケンスに従って正常に動作することを確認する。	
制御盤（発電機盤等）において、手動、自動操作で原動機の始動停止を確認する。	
保安装置を実際又は模擬的に作動させ保安回路の動作を確認する。	
機器類及び原動機がタイムスケジュール及びシーケンスにしたがって常に動作することを確認する。	
主回路と大地間の絶縁抵抗値を測定する。 なお、絶縁抵抗の基準値については施工管理基準による。	
高圧電路、回転機器、変圧器、機器の絶縁耐力を確認する。 なお、試験電圧については施工管理基準による。	
接地種別毎の接地抵抗値を測定する。 なお、接地抵抗の基準値については施工管理基準による。	
設備の動作が正常であることを確認する。	
	※総合試運転 電気設備と関連施設を含めて行う動作確認試験。